

## 0.1 データセット

### 0.1A 〔通則〕

総合目録データベースのデータセット構成は、大きくは図書と雑誌に分かれ、それぞれ書誌データセットと所蔵データセットが中心となっている。さらに、典拠コントロールを行うための著者名典拠データセット、著作典拠データセットがあり、これら全体で総合目録データベースを形成している。

総合目録データベースの外周には参照データセットがある。参照データセットとは、外部機関作成データを目録システム用に変換したものである。

データセット構成及び各データセットの詳細については、「目録情報の基準 第 6 版」(2.1 データセット構成)を参照のこと。

#### 0.1.1 図書と逐次刊行物

##### 0.1.1A 〔通則〕

当該資料が、図書であるか逐次刊行物であるかの区分は、原則として、資料の刊行方式による。資料形態の種別は問わない。

詳細については、「目録情報の基準 第 6 版」(2.2.1 図書と逐次刊行物)を参照のこと。

#### 0.1.2 和資料と洋資料

総合目録データベースのデータセット上は、和資料と洋資料の区別はない。「日本目録規則 2018 年版 (NCR2018)」適用前は、準拠する目録規則が異なるため、本マニュアルでは、和資料と洋資料とを区別していた。NCR2018 適用後は、和資料洋資料ともに「日本目録規則 2018 年版 (NCR2018)」を適用するが、一部の細則では和資料洋資料で異なる扱いを行う箇所がある。また、データの記述に当たって適用する目録用言語は、原則として日本語資料、中国語資料、韓国・朝鮮語資料については日本語、左記以外の資料については英語とする。

なお、日本語および英語等のラテン文字以外で書かれた資料のうち、中国語、韓国・朝鮮語、アラビア文字、タイ文字、デーヴァナーガリー文字資料、それら以外全てに関する特殊文字・特殊言語資料については、別途定められている規則も参照すること。

##### 0.1.2A 〔通則〕

資料が和資料であるか洋資料であるかは、原則として、規定の情報源に表示されたタイトルの言語による。

日本語、中国語、韓国・朝鮮語のタイトルを持つ資料(TTLL フィールドに記録されているコードが jpn、chi または kor)については和資料として、また、日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外のタイトルを持つ資料(TTLL フィールドに記録されているコードが jpn、chi、kor 以外)については洋資料としてデータを作成する。

ただし、本文の内容からみて不相当と考えられる場合は、本文の言語によることができる。

例えば、タイトルの言語は英語(TTLL フィールドに記録されているコードが eng)だが、本文の言語が日本語である場合(TXTL フィールドに記録されている主たる言語のコードが jpn)は、検索・利用の便宜を考慮して和資料としてデータを入力することができる。

上記条項に照らしても和洋の判断が困難なときは、最終的な判断材料として、出版国をもとにする。

すなわち、出版国に日本語、中国語、韓国・朝鮮語を公用語として使用している国が含まれている場合は和資料、それ以外の場合は洋資料として登録する。

雑誌書誌データセットにおける和洋区分は、最終的には国立情報学研究所による確証作業により決定する。

#### 0.1.2B (選択事項)

音楽資料を登録する場合、以下の規定に従い、和資料か洋資料かを選択する。

各参加組織は下記 1)、2)のいずれかの方法を選択する。

- 1) 前記の通則に従い、和洋いずれの資料として登録するかを決定する。
- 2) タイトルの言語、本文等の言語が日本語、中国語、韓国・朝鮮語であるかどうかは問わず、一括して洋資料として登録する。

なお、「音楽資料」とは、以下の 1)~4)のいずれかに該当するものである。

- 1) 楽譜資料(GMD が c または f)
- 2) マイクロ形態(GMD が h)で、その内容が楽譜であるもの
- 3) 音楽録音資料(GMD が s)
- 4) 映画(GMD が m)、ビデオ(GMD が v)のうち、内容が楽曲等の演奏であるもの(音楽作品名の典拠形アクセス・ポイントが適用可能なもの等)

上記に該当する資料については、和洋両方の形式で登録されていても、重複とはみなされない。

### 0.1.2C 〔例〕

タイトルも本文も日本語の場合(和図書資料)

TLL:jpn TXTL:jpn

TR:万葉集 : 御物金沢本

タイトルは外国語であるが、本文は日本語で、洋資料であると判断するのが不適當である場合(和図書資料)

TLL:eng TXTL:jpn

TR:Book keeping / 松本公文 [ほか] 著

NOTE:本文は日本語

音楽資料は一括して洋資料として登録することを参加組織が選択した場合(選択事項)

GMD:c SMD:c

TLL:jpn TXTL:jpn

TR:夕鶴 : 歌劇 / 木下順二作 ; 團伊玖磨作曲

(洋図書資料)

### 0.1.2D 《注意事項》

#### D1

本項に定める通り、データ登録の際には、準拠すべき目録規則に従う。

ただし、PREBOOK データセット中の書誌データや参照データセットからの流用入力によって作成された書誌データは、作成元の目録規則に基づいた記述を許容する。

(例)

TR:Vichy's double bind : French collaboration between Hitler and Mussolini during the Second World War / Karine Varley, University of Strathclyde

(RDA 本則に基づいて、責任表示に所属団体の名称も記録されているが、修正は任意である)

#### D2

原則として、同一書誌データは同一の目録規則に基づき記述されていることが望ましい。

〔関連項目〕

タイトルの言語、本文の言語については、以下の項目を参照のこと

2.1.7 TTLL

2.1.8 TXTL

## 0.4 新規データ作成の指針

### 0.4A 〔通則〕

目録対象資料にかかわるデータ登録に際しては、0.4.1～0.4.6に示される指針に従って、総合目録データベースの各データセット中の既存データが当該資料に対応するものであるかどうかの判断を行う。

また、既存データが存在しない場合は、各参照データセット中のデータが当該資料に対応するものであるかどうかの判断を行う。

既存データ(又は参照データ)のデータ要素(及び区切り記号)が不正であることが明白な場合は、当該データ要素等の修正後の形を想定し、当該修正形と目録対象資料の対応関係の確認を行う。

### 0.4B 〔既存データの使用〕

既存データが目録対象資料に対応すると認められる場合は、当該データを使用して所蔵登録を行う。

また、必要に応じて、当該既存データの修正を行う。

既存データの修正の方法については、第2部で解説を行う。

### 0.4C 〔新規データの作成〕

既存データが目録対象資料に対応すると認められない場合は、新規データを作成し総合目録データベースに登録する。

新規データの作成方法は、手動による流用入力と新規入力、システムによって自動的に行われるシステム登録の3通りがある。

## C1 流用入力

### C1.1

流用入力は、参照データセット中の該当データ又は参照データセット若しくは総合目録データベース中の類似データを利用して新規データを作成し、総合目録データベースに登録する方法である。

## C1.2

流用入力においては、必要に応じてデータ修正を行う。

## C2 新規入力

### C2.1

新規入力は、参照データが目録対象資料に対応すると認められない場合に、目録担当者が独自に新規データを作成し、総合目録データベースに登録する方法である。

### C2.2

なお、目録対象資料に対応する他の目録作成機関等の記録(冊子体の蔵書目録、印刷カード等)を参照して新規データを作成する場合、目録対象資料に対応する参照データが存在しても当該データを利用せずに新規データを作成する場合等は、便宜上、新規入力として扱う。

### C2.3

新規入力におけるデータ記入の方法については、第1部で解説を行う。

## C3 システム登録

### C3.1

システム登録は、外部機関が作成した書誌データを、あらかじめ機械的に総合目録データベースに登録する方法である。

### C3.2

図書書誌データセットにおけるシステム登録は、外部機関作成書誌データを PREBOOK データセットに機械的に登録することを指す。システム登録された書誌は、目録担当者が所蔵に登録することで、BOOK データセットに移動する。

## 0.4D (選択事項)

### D1

目録対象資料に対応する参照データが存在する場合、当該データを利用して流用入力を行うか、それとも当該データは利用せずに新規入力を行うかは、各参加組織が自由に選択できる。ただし、作業軽量化および、全国書誌作成機関等が作成したデータとのリンク担保の観点から、参照データの利用が望ましい。

### D2

新規入力において他の目録作成機関等の記録を参照するかどうかは、各参加組織が自由

に選択できるが、作業軽量化の観点から、既存類似データの参照が推奨される。

#### 0.4E 《注意事項》

##### E1

原則として既存データが目録対象資料に対応すると認められる場合は、新規データを作成してはならない。

例えば、次のような理由は、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 既存データの不正なデータ要素(及び区切り記号)の修正
- 2) 目録登録業務における各参加組織独自の慣行の反映

例)

- ・ 出版日付を刷年に修正する。
- ・ 自校の教員が関わる資料について、規定の責任表示に該当しなくても著者の典拠形アクセス・ポイント (AL フィールド) に記録する。

これらの場合は、必ず、当該既存データを使用してデータ登録を行う。

ただし、1)については、当該データの修正を行う必要がある。

逆に、2)については、当該データをそのまま使用する。決して、当該データの修正を行ってはならない。

既存データが目録対象資料に対応すると認められない場合は、当該既存データを使用してデータ登録を行ってはならない。

この場合は、必ず、新規データを作成し、当該新規データを総合目録データベースに登録する。決して、既存データを目録対象資料に合わせて修正してはならない。

##### E2

図書書誌データセットにおいて、目録対象資料に対応すると認められた既存データ内に修正内容を発見した場合、既存データを修正するか、あるいは書誌データを新規作成するかについては、第2部で解説を行う。(→第21章 図書書誌データ修正)

#### 0.4.1 図書書誌データ

図書書誌データセットへの出版物理単位のデータ登録に際しては、以下の指針に従って、既存データが目録対象資料に対応するものであるかどうかの判断を行う。

##### 0.4.1A 〔通則〕

###### A1

既存データのデータ内容が、次の条件のうち少なくとも 1 つを満たさないために、目録対象資料に対応していない場合は、新規データの作成が妥当である。

- 1) 資料種別の同一性
- 2) 出版物理単位の同一性
- 3) 版表示の同一性
- 4) 書誌構造の同一性
- 5) 複製種別の同一性

###### A2

これらの条件の確認は、実際には、次のフィールドのデータ内容と目録対象資料を対比することによって行う。

- 1) GMD/SMD
- 2) VOL
- 3) TR
- 4) ED
- 5) PUB
- 6) PHYS
- 7) NOTE
- 8) PTBL
- 9) REPRO

これらのフィールドのデータ内容の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

###### A3

入力レベルが「選択」であるフィールド(及びデータ要素)のデータ内容の相違だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

##### 0.4.1B 〔新規データ作成の判断基準〕

###### B1 〔GMD/SMD〕

GMD フィールド及びSMD フィールドのデータ内容の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

ただし、目録対象資料が複合媒体資料である場合は、さらに PHYS フィールド及び NOTE フィールドのデータ内容のチェックを行う必要がある。

## **B2〔VOL(巻冊次、説明語句)〕**

これらのデータ要素の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

## **B3〔TR〕**

### **B3.1(本タイトル)**

本タイトルの相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

主として洋資料については、次のような場合、新規データの作成が妥当である可能性が高い。

- 1) 主格形の冠詞を除いた冒頭の 5 語の変更
- 2) 主要な語(名詞、固有名詞、固有名詞を表すイニシャル形、形容詞等)の付加、削除、又は変更(綴字の変更を含む)
- 3) 語順の変更

しかし、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 冠称等の相違
- 2) 該当する語句の範囲の認定にかかわる本タイトルの長さの相違
- 3) 選択した情報源の違いによる本タイトルの選定の相違  
(例) 表記法、レイアウト等の違いによる本タイトルの異形
- 4) 角括弧で補記された情報の相違  
(例) 語句の訂正の有無
- 5) 文字種、字体等の相違  
(例) 異体字
- 6) 句読法、大文字使用法、区別的発音符、特殊記号等の相違
- 7) 以前の目録規則で許容されていた略語形にかかわる相違

これらのタイトルは可能な限り、該当する書誌データの VT フィールドに追記することが望ましい。

### **B3.2(タイトル関連情報)**

タイトル関連情報の相違のみで対応関係の判断を行ってはならない。



必ず、他のフィールド(及びデータ要素)のデータ内容のチェックを行う必要がある。

### **B3.3 (並列タイトル)**

並列タイトルの相違のみで対応関係の判断を行ってはならない。

例えば、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 並列タイトルの有無
- 2) 並列タイトルの記録順序の相違

### **B3.4 (責任表示)**

責任表示の相違のみで対応関係の判断を行ってはならない。

例えば、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 責任表示の記録順序の相違
- 2) 以前の目録規則で許容されていた責任表示の省略にかかわる相違

### **B3.5 (並列責任表示、本タイトルのヨミ、タイトル関連情報のヨミ、並列タイトルのヨミ)**

これらのデータ要素の相違のみで対応関係の判断を行ってはならない。

必ず、他のフィールド(及びデータ要素)のデータ内容のチェックを行う必要がある。

## **B4 (ED)**

### **B4.1 (版次、付加的版次)**

これらのデータ要素の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

例えば、次のような場合は、新規データの作成が妥当である可能性が高い。

- 1) 版次中の数字部分の相違
- 2) 書誌的内容を表す版次の相違
- 3) 言語を示す版次の相違
- 4) 対象地域を示す版次の相違

しかし、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 初版であることを表す版次の欠如
- 2) 版ではなく刷の情報を示す版次の相違

### **B4.2 (並列版次、版に関する責任表示、付加的版に関する責任表示)**

これらのデータ要素の相違のみで対応関係の判断を行ってはならない。

必ず、他のフィールド(及びデータ要素)のデータ内容のチェックを行う必要がある。

## **B5 [PUB]**

### **B5.1 (出版地・頒布地等)**

出版地・頒布地等の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

例えば、次のような場合は、新規データの作成が妥当である可能性が高い。

#### 1) 出版国・頒布国の相違

しかし、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 最初の出版地・頒布地等の選択の相違
- 2) 同一国内における出版地・頒布地等の相違
- 3) 地名の表記法の相違

(例) Venice ⇔ Venezia

### **B5.2 (出版者・頒布者等)**

出版者・頒布者等の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

しかし、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 最初の出版者・頒布者等の選択の相違
- 2) 出版者・頒布者等の単純な名称の変更又は相違

(例) 学研 ⇔ 学習研究社

### **B5.3 (出版・頒布等の日付)**

出版・頒布等の日付の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

しかし、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 製作日付（印刷日付等）、又は頒布日付の相違
- 2) 推定された日付の相違

## **B6 [PHYS]**

### **B6.1 (数量)**

数量の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

例えば、次のような場合は、新規データの作成が妥当である。

1) 出版者における製本冊数等の相違

(例) 3巻セット ⇔ 5巻セット

しかし、次の理由だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

1) 前付け、及び後付けの頁数の相違

2) 各参加組織における製本冊数の相違

(例) 排架のための合冊製本

### B6.2 (その他の形態的細目)

その他の形態的細目の相違だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

必ず、他のフィールド(及びデータ要素)のデータ内容のチェックを行う必要がある。

### B6.3 (大きさ、付属資料)

これらのデータ要素の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

例えば、次のような場合は、新規データの作成が妥当である可能性が高い。

1) 出版者における図書の外形の高さの 2cm 以上の相違

2) 付属資料の資料種別の相違

### B7 [NOTE]

資料種別の同一性及び版の同一性にかかわる情報は、NOTE フィールドにのみ記録される場合がある。

その場合、このフィールドのデータ内容の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

### B8 [PTBL]

PTBL のデータ内容の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

### B9 [REPRO]

REPRO のデータ内容の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

### B10 [その他のフィールド]

上記以外のフィールドのデータ内容の相違だけでは、通常、新規データ作成の根拠とはならない。

ただし、次のような場合は、関連するフィールド(及びデータ要素)のデータ内容の相違の度合いによって、新規データ作成の根拠となる可能性がある。

- 1) VT フィールドのデータ内容が目録対象資料と相違する場合
- 2) CW フィールドのデータ内容が目録対象資料と相違する場合
- 3) AL フィールドのデータ内容が目録対象資料と相違する場合

#### **0.4.1C 《注意事項》**

##### **C1**

対応関係の最終的な確認は、当該既存データ全体及び当該目録対象資料全体について行う必要がある。

##### **C2**

図書書誌データにおいては、修正指針（→第 21 章 図書書誌データ修正）において修正不可の場合にも、新規データ作成が妥当となる。

これによって、同一資料に対する複数の書誌データが作成された場合、これらは「並立書誌データ」として許容する。

## 0.4.2 図書書誌データ(親書誌)

図書書誌データセットへの集合書誌単位のデータの登録及び書誌構造リンクの作成は任意である。

登録する場合に際しては、以下の指針に従って、既存の図書書誌データが目録対象資料に対応するものであるかどうかの判断を行う。

### 0.4.2A [通則]

既存の書誌データを使用するか、新規に書誌データを作成するかは、タイトルや出版事項等のフィールドのデータと目録対象資料のデータとを慎重に比較・検討し、かつ、当該書誌データ全体及び当該書誌データと書誌構造リンク関係にある子書誌データを比較・検討することによって判断する。

以下に、フィールド(及びデータ要素)ごとに、比較されるデータどうしの相違に着目して、判断のための指針を示す。

### 0.4.2B [新規データ作成の判断基準]

#### B1 [GMD/SMD]

既存の書誌データについて、その書誌データとリンク関係にあるすべての子書誌データが、同一の資料種別コードの下に収まる場合には、当該コードと目録対象資料の資料種別コードとの相違は、新規に書誌データを作成する根拠となりうる。

GMD/SMD については、必ず書誌データ全体及び書誌構造リンク関係にある子書誌データの内容を検討して判断する。

#### B2 [TR]

##### B2.1 (本タイトル)

本タイトルが相違する場合は、新規に書誌データを作成する。

主として洋資料については、次のような場合、本タイトルの相違として(一部の例外を除き)新規データの作成が妥当である可能性が高い。

##### 1) 冒頭の 5 語までの相違

(例外:例えば、主格形の冠詞を除いた冒頭の 5 語までの相違ではあるが、それが単に単数形と複数形、記号とその読みのかたち(&と and など)であるなどの些細な相違)

2) 主要な語(名詞、固有名詞、固有名詞を表すイニシャル形、形容詞等)の付加、削除、又は変更(綴字の変更を含む)

(例外:例えば、綴りの相違であるが、アメリカ綴りとイギリス綴りであるなどの相違)

##### 3) 語順の変更

(例外:例えば、語順の変更であるが、冒頭の5語(主格形の冠詞を除いて)以降の語句の変更)

しかし、次のような理由は、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 冠称等の有無・相違
- 2) 該当する語句の範囲の認定にかかわる本タイトルの相違
- 3) 選択した情報源の違いによる本タイトルの相違  
(例) 情報源により異なるレイアウト等からくる本タイトルの異形
- 4) 角括弧で補記された情報の相違  
(例) 誤記・誤植の有無
- 5) 字種・字体の相違  
(例) 正字体と俗字体
- 6) 句読法、大文字使用法、区別的発音符、特殊記号等の相違  
(例) 現在の文字セットにない記号の相違
- 7) 以前の目録規則で許容されていた略語形にかかわる相違

これらのタイトルは可能な限り、該当する書誌データの VT フィールドに追記することが望ましい。

### **B2.2 (タイトル関連情報、並列タイトル等)**

これらのデータ要素の有無、相違だけでは、新規に書誌データを作成する根拠とはならない。必ず他のフィールドのデータ内容を検討し判断する。

### **B2.3 (責任表示)**

責任表示の相違だけでは、新規データ作成の根拠とはならない。

例えば、次のような理由は、新規データ作成の根拠とはならない。

- 1) 集合書誌を構成する個々の資料の、刊行途中での責任表示の変更
- 2) 集合書誌を構成する個々の資料全体の監修、編集にあたった団体の名称の変更

ただし、タイトルが総称的であるなど、タイトルのみでは親書誌データの区別が困難な場合は、責任表示の相違を根拠として、新規に書誌データを作成することができる。

### **B3 (ED)**

このフィールドについては、資料に表示されている版次が、当該書誌データと書誌構造リンク関係を持つすべての子書誌データに対応した版次であることを確認の上、新規に書

誌データを作成するかどうかについては、出版物理単位のデータ登録における指針を適用する。(→ 0.4.1 図書書誌データ)

## B4 [PUB]

### B4.1 (出版地・頒布地等)

出版地・頒布地の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

例えば、複数の国で同時に並行して刊行・頒布されている資料の出版国・頒布国が相違する場合は、新規に書誌データを作成することが多い。

しかし、次のような理由は、新規書誌データ作成の根拠とはならない。

#### 1) 出版地・頒布地等の選択の相違

(例) 同一国内での出版地・頒布地等の相違(地名の表記法の相違を含む)

所定の情報源上に複数記載されている場合の選択の相違

#### 2) 集合書誌を構成する個々の資料の、刊行途中での出版地・頒布地の変更

(地名の変更も含む)

### B4.2 (出版者・頒布者等)

出版者・頒布者等の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

しかし、次のような理由は、新規データ作成の根拠とはならない。

#### 1) 1つのシリーズ名等の下に、複数の出版者が共同して刊行している場合

#### 2) 集合書誌を構成する個々の資料の、刊行途中での出版者・頒布者等の名称の変更

#### 3) 出版者・頒布者の選択の相違

### B4.3 (出版日付・頒布日付等)

出版日付・頒布日付等の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

しかし、例えば当該書誌データ作成時に用いた資料が、最初に刊行された資料ではないときには、当該書誌データを修正する。

ただし、新規データの作成又はデータ修正については、必ず他のフィールド(及び子書誌データ)内容を検討して判断する。

## B5 [PHYS]

形態事項の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

例えば、同一の資料が、刊行時期を異にして異なる巻数で刊行されるときには、新規に

書誌データを作成する。

ただし、当該データを修正しなくてはならない可能性もあるので、必ず他のフィールド(及び子書誌データ)内容を検討して判断する。

#### **B6 [NOTE]**

このフィールドについては、出版物理単位の水データ登録における指針を適用する。(→0.4.1 図書書誌データ)

#### **B7 [その他のフィールド]**

上記で示された以外のフィールドについて、フィールドの有無やフィールド中のデータ内容の相違は新規データ作成の根拠とはならない。

逆にデータ内容が相違する場合は当該既存データの修正をしなくてはならない可能性があるため、実際にデータ修正を行う必要があるかどうかを含めて、他のフィールド(及び子書誌データ)の内容を判断する必要がある。



### 0.4.3 雑誌書誌データ

雑誌データセットへの書誌データの新規登録に際しては、以下の指針に従って、既存書誌データと目録対象資料の比較を行い、新規データを作成するかどうかを判断する。（→ 6.0 F）

#### 0.4.3A [通則]

##### A1

目録対象資料と既存書誌データの内容を比較し、本タイトルが異なる場合には、新規データを作成する。

##### A2

本タイトルが同一であっても、次のいずれかが相違する場合は、新規データを作成する可能性がある。

1. 資料種別
2. 版に関する事項
3. 出版・頒布等に関する事項
4. 複製種別

##### A3

実際には、以下のフィールドのデータ内容と比較し、新規データを作成するかどうか判断する。

1. GMD/SMD
2. TR
3. ED
4. VLYR
5. PUB
6. REPRO

##### A4

本タイトルが同一であっても、複製コード（REPRO）が相違する場合は新規レコードを作成する。

##### A5

なお、刊行途中にデータ要素が変更したために、「タイトル変遷」とみなして新規に書誌データを作成する場合の判断基準については、第6章で取り扱う。

#### 0.4.3B [新規データ作成の判断基準]

##### B1 [GMD/SMD](資料種別)

(原則)

同一の本タイトルであっても、資料種別が異なるものは新規データを作成する。

GMD:

TR:Marxist perspectives

GMD:h (マイクロ資料)

TR:Marxist perspectives

(部分的な資料種別の相違)

部分的に資料種別を異にするもの(本体が印刷形態、索引部のみがマイクロ形態である場合など)は、それぞれを別データとはしない。

ただし、それぞれが独自の巻号付けを持っている場合は、新規データを作成する。

##### B2 [TR]

###### B2.1 (本タイトル)

(本タイトルの相違)

TR 中の本タイトルに重要な変化が生じた場合は、新規データを作成する。

次のように、本タイトルが共通タイトルと従属タイトル(部編名など)からなる場合で、従属タイトルだけが相違するものも本タイトルが異なるとみなし、新規データを作成する。

TR:Science abstracts. Series A

TR:Science abstracts. Series B

###### B2.2 (責任表示)

(原則)

原則として、責任表示の相違だけでは、新規データ作成の理由とはならない。

本タイトルが同一で責任表示が異なる場合、ED、VLYR、PUB等の他のフィールドも判断の根拠とする必要がある。

(総称的タイトルの責任表示の相違)

ただし、本タイトルが総称的でその責任表示が異なる場合は、新規データを作成する。総称的なタイトルの具体例は、第6章に示す。

TR:Annual report / Bureau of Mines

TR:Annual report / Bureau of Mines and Geosciences

### **B2.3 (並列タイトル)**

(原則)

原則として、並列タイトルの相違だけでは、新規データ作成の理由とはならない。

ただし、別に刊行されている雑誌であるとみなされる場合は、新規データを作成することになるので、ED、VLYR、PUB 等の他のフィールドも判断の根拠とする必要がある。

### **B2.4 (タイトル関連情報)**

(原則)

原則として、タイトル関連情報の相違だけでは、新規データ作成の理由とはならない。

ただし、別に刊行されている雑誌であるとみなされる場合は、新規データを作成することになるので、ED、VLYR、PUB 等の他のフィールドも判断の根拠とする必要がある。

### **B3 [ED] (版表示)**

(原則)

同一の本タイトルであっても、版表示が相違する場合は新規データを作成する。

版表示はないが、複製版、合刻・合冊複製版等、明らかに版が異なる場合も、新規データを作成する。

TR:Time

ED:Pacific edition

TR:Time

ED:Asia edition

(刷の相違)

刷の違いで新規データは作成しない。刷の違いは無視し、初刷と同じものとして扱う。

### **B4 [VLYR] (巻次・年月次)**

(原則)

原則として、巻次・年月次の相違だけでは、新規データ作成の理由とはならない。

ただし、別に刊行されている雑誌とみなされる場合は、新規データを作成することになるので、ED、PUB等の他のフィールドも判断の根拠とする必要がある。

(付録・別冊資料の巻次・年月次)

同一の本タイトルであっても、本体とは別の独自の巻号付けを持つ付録・補遺資料(別冊、増刊など)の場合は、本体と別の新規データを作成する。

TR:Progress of theoretical physics (Vol. 1, no. 1-)

TR:Supplement of the progress of theoretical physics (No. 1-)

本体と同じ巻号体系下の付録・補遺資料は本体の 1 巻号であるとみなし、本体と別のデータとはしない。

#### **B5 [PUB] (出版等に関する事項)**

(原則)

原則として、出版等に関する事項の相違だけでは、新規データ作成の理由とはならない。

ただし、並行して別個の出版者から刊行されている場合は、新規データを作成する。

TR:General report on the family income and expenditure

PUB:Tokyo : Japan Statistical Association

TR:General report on the family income and expenditure

PUB:Tokyo : Statistics Bureau, Management and Coordination Agency

#### 0.4.4 著者名典拠データ

著者名典拠データセットへのデータ登録に際しては、以下の指針にしたがって、既存の典拠データと目録対象資料の著者の典拠形アクセス・ポイントとが対応するものであるかどうかの判断を行う。

##### 0.4.4A [通則]

既存の著者名典拠データと目録対象資料の著者の典拠形アクセス・ポイントとが、対応するものであるかどうかは、典拠データのアクセス・ポイントや注記のフィールドのデータと、目録対象資料の著者に関する情報とを慎重に比較・検討し、かつ、典拠データとリンク関係にあるデータ中のデータ要素を検討することによって判断する。

##### 0.4.4B [新規データ作成の判断基準]

###### B1 [HDNG]

###### B1.1 (優先名称)

###### B1.1.1

名称の相違は、新規データ作成の根拠となる。

###### B1.1.2

個人の名称において、同一人物が著作の内容などによって複数の名前を使い分けている場合は、名称の相違と判断し、新規に典拠データを作成する。

(例) 堤, 清二 ⇔ 辻井, 喬

###### B1.1.3

個人の名称において日本名で、改姓改名の前後の名前でそれぞれ著作がある場合は、名称の相違と判断し、新規に典拠データを作成する。

###### B1.1.4

家族が新旧の名称で資料と結びつくか、または双方の名称で知られている場合は、名称の相違と判断し、新規に典拠データを作成する。

###### B1.1.5

団体の名称において、組織の改編、再編、統廃合などに伴う名称の変更は、名称の相違と判断し、新規に典拠データを作成する。

(例) 城西歯科大学 ⇔ 明海大学

### B1.1.6

B1.1.2 から B1.1.5 に従い、それぞれ典拠データを作成した場合は、各典拠データの間にも見よ参照リンク形成をすることが望ましい。

### B1.1.7

次のような場合は、名称の相違とはしない。

#### (1) 字種・字体や綴りの相違

(例) 澁澤, 龍彦 ⇔ 渋沢, 竜彦

加古, 里子 ⇔ かこ, さとし

Shakespeare ⇔ Shakspere, Shakespear

#### (2) 団体における正式名と略称形

(例) NHK ⇔ 日本放送協会

LA ⇔ Library Association

上記のような場合には、既にある典拠データ中に、から見よ参照として異形アクセス・ポイントを記録する。

## B1.2 (識別要素)

識別要素の相違は、新規データ作成の根拠となりうる。

例えば、次のような場合は、新規に典拠データを作成することが多い。

(1) 個人の名称における生没年、家族の名称における家族と結びつく日付、団体の名称における団体と結びつく日付の相違

(2) 個人の名称における活動分野等の相違

(3) 団体の名称における団体と結びつく場所の相違

しかし、次のような理由は、新規データ作成の根拠とはならない。

名称中のイニシャル形に対する完綴形の有無

## B1.3 (名称のヨミ)

名称のヨミの相違だけでは、新規に典拠データを作成するかどうかを判断してはならない。

必ず、フィールドの他のデータ内容、あるいは他のフィールド中のデータ内容をチェッ

クする必要がある。

## **B2 [NOTE]**

注記には、既存の典拠データのアクセス・ポイントと、目録対象資料の著者の典拠形アクセス・ポイントとが、対応するものであるかどうかを判断するために重要な情報が記録されている。したがって、注記の内容については充分検討する必要がある。しかし、注記の内容の相違のみでは、新規に典拠データを作成するかどうかを判断してはならない。

## **B3 [その他のフィールド]**

上記で示された以外のフィールドについては、個々のフィールドの有無や、フィールド中のデータ内容の相違のみによって、新規に典拠データを作成することはない。